

資料 1 インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項等

3 インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

国税庁作成資料

登録申請期限

Q 10月1日(日)から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を出す必要があるか？

9月30日(土)まで
に申請書を提出する必要

- ・ e-Taxの場合、**9月30日(土)の23:59:59までの受付**となります
- ・ 郵送の場合、**9月30日(土)の通信日付印**のあるものまでとなります
- ・ 窓口提出の場合、**9月29日(金)の閉庁時間(17:00)まで**となります

※ 9月30日は土曜日ですが、10月2日(月)まで期限は延びません。

インボイスの交付対象時期

Q インボイスの交付義務が生じるのはいつの取引からとなるのか？

10月1日(日)の
取引から

具体的には**以下の日**が**10月1日以降**になる場合、交付義務が生じます

- ・ モノの販売 : 出荷日、相手方の検収日など、**引渡しの日**として合理的な日
- ・ サービスの提供 : 物の引渡しを要する場合は、**目的物の全部を引き渡した日**
物の引渡しを要しない場合は、**役務の全部を完了した日**

※ 必ずしも10月1日以降に交付する請求書等から対応しなければならないわけではありません。

【具体例】

① **令和5年9月中**の取引について令和5年**10月に請求**を行う場合 ⇒ インボイス対応の必要はありません

※ 令和5年9月以前にインボイス対応すること自体は問題ありません。

② **令和5年9月中**に請求書を出し令和5年**10月に納品**を行う場合 ⇒ インボイス対応の必要があります

⇒ この場合、納品のタイミングでインボイスを交付するか、登録番号を通知し請求書と併せて保存してもらうなどの対応が考えられます。

3 インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

国税庁作成資料

10月1日に登録通知が未達の場合の対応

【**売手**の対応】 Q 10月1日を迎えても登録通知書が届かないが、どうインボイスを交付するか？

1 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**する

2 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**
又は

3 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**する
又は

事後交付が困難な小売店などはどう対応するか？

⇒ 事前に**インボイスの交付が遅れる**旨を**事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせしたうえで、

・ **事業者のHP等において**「弊社の登録番号は『T1234…』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日（通知を受けた日）までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください」と**掲示**する

・ **買手側からの電話等**に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう

といった対応が可能です

※ これらの取扱い、登録申請は令和5年9月までに行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いとなります。したがって、登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

【**買手**の対応】 Q 売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、**登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えたが、仕入税額控除を行ってよいのか？**

事前にインボイス発行事業者の**登録を受ける旨が確認できた**ときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、**仕入税額控除を行うこととして差し支えありません**



事後的に交付されたインボイスや登録番号の**お知らせを保存することが必要**です

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

※ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます）ですので、上記対応は不要です。

3 インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

国税庁作成資料

受領したインボイスの適正性の確認

Q 売手からインボイスを受領したが、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのか？

インボイスの適正性（番号が有効かどうか）については、**事業者においてご確認ください**必要があります

ただし



全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、**事業者においてその頻度等をご判断いただく**こととなります

取引に入る前の確認も重要です

【具体例】

- ・新規取引先との取引：確認する
 - ・継続的に取引がある企業との取引：都度の確認はしない
- ※ 登録を受けた場合、自ら届け出等しない限り有効であり、取消しも課税期間（原則1年）単位でしかできないため、これらも踏まえてご確認ください

※ 少額特例の適用を受ける方や、簡易課税制度や2割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった方について、納税額を売上税額の2割とする特例です）を選択する方については、仕入税額控除にインボイスの保存は不要ですので、上記対応は不要です。

※ 国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」では、Web-API機能の仕様を公開しており、当該サイトと連携している会計ソフトを利用されている場合には、より効率的な取引先の登録状況の確認が可能です。

インボイス制度について知りたい

インボイス制度とは何か？など、Q & Aやパンフレット等の内容については

インボイス制度
特設サイト



インボイスコールセンター
(9時-17時 土日祝除く)

0120-205-553

説明会への
参加申込・
個別相談に
ついては

インボイス制度
の説明会



税務署へ個別
に相談する



税制以外のご相談は

関係省庁等の相談窓口



インボイス制度後の税務調査の運用について

- これまでも、保存書類の軽微な記載不備を目的とした調査は実施していない。
 - 従来から、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象に重点的に実施。
- 仮に、調査等の過程で、インボイスの記載事項の不足等の軽微なミスを把握しても、
 - インボイスに必要な記載事項を他の書類等※で確認する、
※ 相互に関連が明確な複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能。
 - 修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応を行う。
- まずは制度の定着を図ることが重要であり、柔軟に対応していく。

資料2 事業者支援策全体の概要

相談体制の強化

- 事業者の相談に対して丁寧に対応できるよう、**インボイスコールセンター**を設置
- 中小企業へ経営支援**を行っているよろず支援拠点、商工会議所、商工会等の**支援機関の経営相談体制を抜本的に強化**し、相談対応を実施
- 免税事業者からの相談受付窓口**を設置し、相談内容に応じ、**税理士**（税務相談）や、**支援機関等**（経営相談、補助金の案内）が対応する枠組みを、中企庁補助事業にて立ち上げ
- 税務署**において、各事業者の事業実態を聴取し、登録要否の検討をサポートする**相談会を開催**
- 関係各省庁において、**所管業界に対する周知広報計画**を策定の上、きめ細かく事業者をサポート
- 地銀、信金、信組**において、取引先企業に対する**セミナーの開催**

税制措置

- 課税転換する免税事業者の**税負担を売上税額の2割に軽減**（R5改正）
- 少額取引に係る**事務負担軽減策**（1万円未満はインボイス不要）を措置（R5改正）
- 免税事業者から仕入れた場合でも、当面は**8割の仕入税額控除が可能**

予算措置

- IT導入補助金**：大企業も含む発注者が取引先の中小企業等に受発注ソフトを利用させる場合にも対象拡大
- 持続化補助金**：課税転換した場合に**50万円**上乗せ

取引環境の整備

- 独禁法等のQ&Aの公表**、**6,000を超える業界団体**への法令遵守要請を実施
- 下請けGメンや書面調査**による状況把握や**発注者側への注意喚起等**を実施